



WSIS成果に係る総括レビュー(W SIS+20 レビュー) ハイレベル会合報告



総務省 国際戦略局 国際戦略課 国際機関室 **あさかわ ひろき**
浅川 拓輝

1. はじめに

2025年12月16日から17日の期間において、米国・ニューヨークの国連本部にてWSIS成果に係る総括レビュー(W SIS+20レビュー) ハイレベル会合が開催された。WSISはITU主導によりすべての人々がICTの恩恵を享受できるようにするという理念の下、各国政府、国際機関、社会市民、民間が連携するマルチステークホルダーの枠組みを築き、2003年12月にスイス・ジュネーブで第1フェーズが、2005年11月チュニジア・チュニスで第2フェーズが開催された。WSIS開催10年後にはWSIS+10レビューが行われ、成果文書は国連総会決議A/RES/70/125として記録された。2025年はWSIS開催から20年であり、アルバニアのスエラ・ジャーナ国連大使と、ケニアのエキテラ・ロカール国連大使が共同ファシリテーターになりWSIS+20レビューの評価及び成果文書の作成が進められた。成果文書は本会合の最後に国連決議A/RES/80/173としてアントニオ・グテレス国連事務総長によって承認された。

本会合には200を超える国と地域及びステークホルダーが参加し盛大に開催された。本会合と並行してサイドイベントとして参加各国や団体が主催する会合等も行われた。

2. ステートメント

本会合はアンナレーナ・ベアボック国連総会議長による開会挨拶の後、ガイ・ライダー政策担当事務次長によるステートメントが行われた。続いて92の国と地域の代表及び27の国際機関、市民社会、民間の代表からもステートメントが行われた。我が国からは今川総務審議官がステートメントを行った。今川総務審議官のステートメントの概要は以下のとおり。

過去20年間、WSISは世界でICT政策形成に重要な役割を果たし、政府、国際機関、市民社会、民間からなるマルチステークホルダーの協力を促進してきた。我が国はWSIS開催以来継続して支援している。

しかしながら世界の3分の1はいまだにインターネットに接続されていない。AIなどの新興技術の普及でデジ

タル格差は更に複雑化している。WSIS+20は誰一人取り残さないための協力強化を示した。

課題解決の優先事項として3点挙げられる。IGFの強化。新興技術を含むデジタルに関する課題解決に向けたマルチステークホルダーの対話の場としてIGFを常設化する。また、AI分野ではグローバルデジタルコンパクトの科学パネルやグローバルダイアログを重要視し、AIサミットやGPAIなど既存イニシアチブと補完しながら、重複を回避して専門性を活用する。そして災害対応など革新的技術の活用の推進。日本はITUへの貢献を継続する。

WSIS+30に向けて包摂的で持続可能な情報社会の構築にステークホルダーと協力する。



■ 図. ステートメントを行う今川総務審議官

3. 成果文書

本会合で国連事務総長により承認された成果文書は以下のようなものであった。章立てはWSIS+10レビューの成果文書を意識して作成されていたため、当時との比較も記載する。全体を通してWSIS+10はデジタルへの期待を描いていたのに対し、WSIS+20は引き続き残っている格差やAIのような新興技術に対する倫理やリスク等、ICTの具体的なリスク管理の側面が議論の中心になり、地に足がついた文書になった印象を受ける。



(1) 序文

WSIS+10と同様、人間中心で、包摂的で、開発志向の情報社会の構築を基本理念とし、マルチステークホルダーの重要性を強調している。WSIS+10との差分として、デジタル開発とデジタル包摂がSDGs達成の鍵であると明言し、未来のためのパクトとグローバルデジタルコンパクトを再確認した。また、新興技術であるAIやロボティクスについてのリスクと可能性を明記し、人間中心のアプローチや倫理を強調している。特に倫理やリスクについては、暴力やヘイトスピーチ、偽情報など具体的例が記載された。

(2) ICTと開発

WSIS+10と比較して具体的な単語が増え、より明確に政策課題を定義した印象を受ける。オープンソースやオープンデータ、オープンAIモデル等のデジタル公共財が広く浸透してきたため、これらを活用する前提で政策を検討することになる。そのためには国際協力と予測可能で透明な政策環境が必要であるとしている。

(3) すべてのデジタル格差の解消

世界の人口は82億人であり、ITUによるとそのうち22億人がインターネットにつながっていない生活を送っている。そのほとんどは内陸途上国や島しょ国であるため、WSIS+10までは彼らにインターネットを届けることがデジタル格差の解消であると記載されていた。現在もその格差は完全にはなくなっていないものの、WSIS+20ではデジタル格差が接続性だけの問題ではなく、技術格差+文化格差+経済格差の複合的な問題であり、言語や文化的な公平性を含んでいる点が更に強調された。AI時代になり、AIの学習する文章の量が生成する文章の品質に直結することを考えると、英語以外の言語や米国以外の国の文化を記載した文章の拡充はより重要になる。WSIS+20ではゼロドラフトの時点で文化的、経済的格差に適切に対応したサービスやコンテンツの開発の必要性が盛り込まれていた。この部分は最後まで修正なく文書に残った。

(4) デジタル経済

WSIS+20より新しく一つの章になった。インターネットバンキングやキャッシュレス決済、モバイルマネーが浸透することで途上国に金融サービスへのアクセスを可能にし、デジタル経済が今や世界経済の中核になった。商取引、接続性、サービスを拡大するデジタルソリューションの開発に

ついて今後も支援すべきとしている。一方仮想通貨やステーブルコインについての記載は最後まで提案されなかった。

また、デジタル経済は雇用を創出したとしながらも、一部の企業に市場が集中していることを問題提起している。本章はゼロドラフトから最後まで大きな修正はなかった。

(5) 社会的・経済的開発

多くの政府が電子政府戦略を導入し、オンラインサービスを拡充している。デジタル化は遠隔教育や遠隔医療、雇用や農業に革新をもたらし、災害対策や人道支援にも貢献してきた。本章ではそれらのICTが実現してきた恩恵を再確認している。WSIS+20ではデジタル格差をICTの恩恵を阻む障壁としており、解決策を提示する補完関係にあると考えられる。

(6) 環境への影響

文書全体を通して最も現実的で現状の課題を記載している。WSIS+10で認識されていた再生可能エネルギーや電子廃棄物に加え、AIによるエネルギー需要や鉱物資源等の体系的な視点から国際基準策定を提案している。

(7) デジタル開発のための環境整備

ICT発展を支えるために投資、イノベーション、技術開発を促進する予測可能で透明な政策と法制度の重要性を強調している。科学技術とイノベーションをデジタル開発の中核と位置付け、すべての国の関係者がデジタルイノベーションに参加できる環境整備が必要としている。本章では各国に対し国際法や国連憲章に反する一方的措置を回避するよう強く求めることが明記されている。WSIS+10でも同様の記載があり、今回も削除には至らなかった。

(8) ICT利用における信頼と安全の構築

ICTの利用における信頼と安全はイノベーションと持続可能な開発と密接な関連があるとした上で、それは国際人権法と整合しているべきである。能力構築、教育、規制の強化、マルチステークホルダー協力を求める一方、パラグラフ56では、ICTを通じて生じる暴力やヘイトスピーチ等の社会的リスクへの対応を強調し、プライバシーと表現の自由を守る救済措置の必要性を示している。

(9) 能力開発

能力開発もデジタル格差解消の主要な障壁である。WSIS+10



ではICTスキル、教育、政策支援が論点であったが、今回はAI等の新興分野のスキルは残ったものの、技術的な教育に加えて人権やプライバシー対応にまで範囲が拡大している。

(10) 資金メカニズム

デジタル公共財とデジタル公共インフラへの投資、AI等の新興技術への対応、国際協力による資金動員について記載されている。WSIS+10でも同様の章は存在したが中身はかなり異なる。WSIS+10では既存の資金メカニズムを評価改善する姿勢だったのに対し、今回は新しい資金動員の仕組みを国際的に構築する方向に踏み込み、より制度的で未来志向のアプローチと言える。

(11) 情報社会における人権と倫理的側面

AI時代になり人権と倫理はますます議論の中心になっている。交渉の場でも特にパチカンを含むヨーロッパ諸国からの要求が強かった。逆にG7と中国は本章全体の削除を望んでいた。

オンラインでもオフラインでも同じ権利が保護されるべき、という考え方が根底にある。すべての人権の普遍性、不可分性、相互依存性が強調されている。ICTのライフサイクル全体で国際人権法は順守されるべきである。これはAIに代表される新興技術の中でも不変であり、人権侵害を防ぐためには適切なセーフガード、人権デューデリジェンス、救済メカニズムを整備し、さらに、インターネットの自由で安全な利用、メディアの独立性、情報の信頼性を確保し、偽情報やヘイトスピーチへの国際協力を強化、女性の平等な参加、オンライン暴力の防止、子供の権利保護も重要課題として明記され、包括的な人権尊重と倫理的デジタル環境の構築を目指している。

WSIS+10でも人権に関する記載は独立した章として記載されていたが、WSIS+20では企業やプラットフォームに対して国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」の適用を呼びかけている部分が新しい。

(12) データガバナンス

3パラグラフと短いが独立した章で記載された。グローバルデジタルコンパクトのデータガバナンスの考え方を重視する。

(13) 人工知能

AI、特に生成AIはかつてない勢いで世界に受け入れら

れてきた。AIは我々の生活を変え、雇用を変え、社会に大きな影響を与えている。国際的なガバナンスの枠組みを強化するため、総会で採択されたグローバルデジタルコンパクトに沿って、AIを人類の利益のために活用しなければならない。

WSIS+20では特にデジタル格差解消を目的とした途上国のAI格差を是正するため、国連や専門機関のリソースを活用した能力構築に関する国際的なパートナーシップの開発を推奨した。その際、AI研究プログラムやAI能力構築フェローシップの重要性がゼロドラフトで提案されており、AI分野で主導権を取りたい中国が新規研究プログラムの創設を提案してG77からの支持を集めたが、最終的には既存の国連イニシアチブを再検討する方向で文書に記載された。さらに、国連会議の場で政府や関係者を含むグローバルダイアログの開始が歓迎された。

(14) インターネットガバナンス

インターネットガバナンスは引き続きグローバルかつマルチステークホルダー型であるべきと強調。政府、民間、技術学術コミュニティ、市民社会などすべてのステークホルダーの役割を明確にし、特に途上国や後発国、アフリカ諸国、島しょ国などの参加強化を求めている。インターネットは開かれ、相互運用可能で、安定かつ安全でなければならない。断片化のリスク防止に向けた国際協力の促進が書かれている。

また、IGF（インターネットガバナンスフォーラム）を国連の恒久的なフォーラムに格上げすることが決定した。IGFの進化を評価し、年次報告やインターセッション活動、ナショナル・リージョナルIGFの支援を強化、IGFの成果を国連の関連プロセスに反映させること、途上国の参加を拡大すること、情報共有と合意形成を強化することが求められている。

(15) WSISの枠組みの発展

WSISの成功要因としてマルチステークホルダー協力が挙げられる。過去20年で、国連機関や地域委員会による実施支援、WSISフォーラムの設立等が進展した。今後はアクションラインをSDGsやGDCとリンクさせた実施ロードマップの策定、人権とジェンダー平等の統合、国連情報社会グループ（UNGIS）との協調を強化し、モニタリング指標を整備することが求められている。



(16) モニタリングと測定

ICTを活用した開発のためにはデータと統計による定量的な評価が重要であり、エビデンスに基づく政策決定を支えるため、ICT関連データを国家統計戦略や地域統計プログラムに組み込むことを求めている。普遍的で意味のある接続性やデジタル開発のための国際的に合意された指標の強化を目指し、定期的な方法論レビューと国別事例共有を呼びかけている。

(17) フォローアップとレビュー

WSISの継続的な実施にはマルチステークホルダーの協力が不可欠である。WSISとGDCは重複なく密接に連携して活動することでシナジーを高め、年次レビューにより進捗を確認すべきである。UNGISの役割強化と加盟拡大を求め、WSISとGDCの整合性を確保するための共同実施ロードマップを2026年の第29回科学技術開発委員会に提出するよう要請している。さらに、2027年にGDCの進捗をレビューするハイレベル会合、2030年のSDGsレビューへのWSIS成果の反映、そして2035年にWSIS全体の包括的レビューを行うことを決定した。

4. 総評

以下は筆者がWSIS+20レビューの議論に参加した所感をまとめる。WSIS+20の成果文書は価値や理念の再確認としての側面もあるが、実際の交渉で中心にあったのは新たな価値原則を掲げるのではなく、既存の国連の枠組みとその限られたリソースの中で何をどこまで実装するかという極めて実務的な観点での戦いであった。AIやIGFといった象徴的な論点も、新たな機関の設立か既存組織の活用か、恒久化に伴う責任と負担をどう整理するかという点での調整が最後まで続いた。これが今回の成果文書が野心的な言葉の羅列でなく地に足がついた文章に落ち着いた背景である。

こうした中でもデジタル格差については比較的理念側の記述が残った。インターネットの広範な普及が社会や個人に多面的な文化的影響を及ぼし、人権や福祉を含む新たな課題を生んでいる点については世界共通で課題と認識されているため大きな齟齬はなかった。

そしてこの格差にAIが含まれたのがWSIS+20の重要な点である。生成AIの学習データの大部分は英語、米国文化に偏り、日本語のようなローカルな言語でAIに相談した結果が英語話者の結果と同質にならないのは構造的な問

題であると交渉を通じて認識が共有された。

インフラ整備による恩恵と、個人が自らの言語や文化の中でデジタルサービスを活用し社会的・経済的活動に参加できるかどうかは別の問題である。この問いは途上国だけでなく先進国にも共有された。SNSが若者の幸福感に悪影響を与えているという欧州の指摘を認識した上で人権の章を読むとその意図を理解できる。

5. おわりに

WSIS+20レビューに取り組むにあたり、WSIS発足者である内海ITU事務総局長（当時）の著書を読み、WSISに包摂性や人間中心などの思いが込められていたことを知るところから始めた。WSIS開催から20年が経ちICTは急速に進化しているものの、いまだ解決できていない課題や生成AIのように新しく生まれた技術についての課題もある。ICTは人々をつなげるが、つながることですべての人が力を得ているとは限らない。

デジタル格差の解消はWSISのメインテーマの1つである。これからの10年で更に多くの人々がインターネットに接続される中、重要なのは接続できるかどうかだけではなく、その接続を通じて人々が本当に力を得て社会的・経済的な活動に参加できるかであろう。この「meaningful use」をインターネットの普及に対する評価指標として今後検討する必要があるのではないだろうか。

AI倫理についても社会の準備が技術の進展に追いついていない。LLMは言語の使用パターンを統計的に扱うものであり意味や価値を理解する能力は持たず、生成し語ることができるのは言語化された知識、事実、論理的関係に限られる。人間の内面はLLMの定義の外に存在しており、生成AIはこの部分を責任を持って語ることができない。ゆえに生成AIの出力に対する倫理的責任は常に人間が担うべきである。未成年は正しさを認識できるほど成熟していないので、AI利用時に特別な配慮が必要であろう。国連では人間の尊厳や権利の下位にAIを位置付けており、人間の内面に深く関わる領域についてはAIを使う人間が最終的に責任を持つべきとしている。

AIが語ることができない部分こそが人間らしさであり、我々に最も重要な部分であると思う。言葉だけで語りえぬ余白に社会としてどのような敬意と制約を与えるか。この問いをどう考えるかがWSIS+30に向けた人間中心の情報社会の成熟度を左右することになるであろう。